

保護者の皆様へ

令和8年度就学援助制度の申請が1月19日から開始されます！

～現在認定を受けている方も改めて申請が必要です！～

■ 「就学援助制度」とは？

経済面で困窮している世帯に対し、お子さんの学習に必要な費用を援助する制度です。

■ 就学援助の対象となる世帯

1 要保護世帯……生活保護を受けている世帯

2 準要保護世帯

（ア）令和6年度、または令和7年度において、次のいずれかに該当する世帯

- ・生活保護の停止、または廃止になった世帯
- ・高校生以下を除く世帯員全員の市民税が非課税、または減免された世帯
- ・国民年金の掛金が減免、または国民健康保険税が減免された世帯
- ・児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ・個人事業税が減免された世帯
- ・固定資産税が減免された世帯
- ・生活福祉資金の貸付を受けた世帯

（イ）上記（ア）以外の方で、世帯の収入額が少ないなど経済的に就学が困難となる世帯

認定となる世帯収入額は下記を参考にしてください。

《世帯収入額の基準》

世帯の収入額が生活保護基準の1.3倍以下の場合に援助が受けられます。

① 給与収入の場合

認定額=年間総収入-(生活保護法における勤労に伴う必要経費+社会保険料)

② 事業・農業所得の場合

認定額=年間収入-(必要経費+生活保護法における勤労に伴う必要経費+社会保険料)

※収入には、各種年金や雇用保険、譲渡所得や一時所得なども算入されます。

《世帯収入額の目安》

家族構成 (構成例)	2人家族 (母35歳、子10歳)	3人家族 (父40歳、母35歳、子 10歳)	4人家族 (父45歳、母35歳、 子15歳、子10歳)	5人家族 (父45歳、母35歳、 子15歳、子10歳、祖母60歳)
総収入額	226万円 程度以下	247万円 程度以下	301万円 程度以下	324万円 程度以下

※同一世帯で生計を共にしている方全員の「前年1月から12月までの収入」が審査対象です。

※生計維持者が単身赴任等で別居している場合は、居所が異なっても世帯員に含みます。住民票や家計が別の場合であっても、同一住居にお住まいの方は同一世帯員とします。離婚調停や裁判中の場合は配偶者を同一世帯員とみなさないことがあります。

※世帯の人数や年齢、住宅事情により認定基準が異なります。

※目安額を超えていても認定になる場合や目安額以内でも認定されない場合があります。

（ウ）表面（ア）（イ）以外の方で、令和8年中の家計激変における当年特別審査があります。失職、離職、病気で働けない、事業を廃止した等の理由で収入が大幅に減少した際に申請ができます。令和8年1月以降の収入確認書類を提出いただき、基準を下回る収入の場合に就学援助を受けることができます。詳しくは教育委員会にお問い合わせください。

裏面に申請手続きに関するご案内があります。

■援助される費用（国で定める額の範囲内で支給するため、変更になる場合があります。）

- ① 新入学用品費（小学1年：57,060円／中学1年：63,000円）
- ② 学用品費、通学用品費（小学1年：11,630円／小学2～6年：13,900円）
(中学1年：22,730円／中学2、3年：25,000円)
- ③ 校外活動費（実費）
- ④ 通学費（遠距離通学の定めに基づき車賃を援助）
- ⑤ 修学旅行費（実費）
- ⑥ 体育実技用具（小学1～3学年、4～6学年、中学1～3学年の期間に各1回支給）
- ⑦ 給食費（全額援助）
- ⑧ PTA会費（実費 年間上限額 小学生：3,450円／中学生：4,260円）
- ⑨ クラブ活動費（一部援助 年間上限額 中学生：30,150円）
- ⑩ 生徒会費（実費 年間上限額 中学生：5,550円）
- ⑪ 卒業アルバム代等（実費 年間上限額 小学生：11,000円／中学生：10,000円）
- ⑫ オンライン学習通信費（年間上限額 小・中学生1世帯あたり：15,000円）

※ 新入学用品費（①）は別途指定期限までの申請で入学前に支給されます。
指定期限を過ぎて申請した場合でも、令和8年度4月の認定になった世帯には同額が支給されます。

■申請に必要な書類

- ① 就学援助費受給申請書（兼世帯票）※申請書は市別市教育委員会にあります。（オンライン申請の場合不要です）
- ② 収入を証明する書類（令和7年1月1日～令和7年12月31日）※世帯員全員の課税所得分が必要です。

- ・源泉徴収票
- ・確定申告書の控え（表裏あるものはその両面が必要）
- ・年金振込通知書
- ・上記証明書類以外の収入がある場合は別途ご相談ください。



- ③ 家賃を証明する書類（現在の家賃）※賃貸物件にお住まいの方のみ必要です。

- ・契約書や家賃振込み時の通帳の写し等
(契約書は、契約者・賃貸期間・家賃が記載された部分が必要です。通帳の写しを添付する際は支払者の名前の部分と金額がわかる部分を添付してください。)
 - ・地代が発生している場合は地代証明書又は契約内容及び支払金額を確認できる書類
 - ・公営住宅にお住まいの方は納付通知書等の写し
- ※添付がない場合は認定基準に住宅費を加算できませんのでご注意ください。

- ④ 振込口座を確認する書類※申請者と口座名義が異なる場合、受付できません。

- ・振込先口座が確認できるもの（通帳・オンライン口座の画面コピーなど）



■申請期間及び申請方法

- ① 申請期間 令和8年1月19日（月）から令和8年3月27日（金）まで

- ・上記期間で申請できなかった方は隨時申請することができます。認定は、原則申請の翌月からとなりますので、就学援助費が減額される場合がありますのでご了承ください。
- ・世帯単位でのお申込みとなりますので、兄弟など2名以上の申請をする場合も1件の申請となります。

- ② 申請方法 次のいずれかの方法で申請してください。
審査後、認定の可否をお知らせします。

オンライン申請はこちら／

（ア）オンライン申請

右の二次元バーコードを読み取り、

申請フォームに必要事項を入力（添付書類必須）してください。

（イ）就学援助費受給申請書（兼世帯票）の提出 ※申請書は市教委にあります。

土別市教育委員会学校教育課に提出（添付書類必須）してください。（郵送可）



■申請における注意点

- ・前年度認定を受けていた場合でも、希望される方は毎年度申請が必要です。
 - ・申請書の提出後、世帯状況等記載内容に変更や誤りがあった場合は、速やかに教育委員会へご連絡ください。
 - ・世帯状況の変更についての連絡が遅れたときや、偽りその他不正な手段により就学援助の認定を受けたときは、就学援助の認定を廃止するとともに、既に支給した援助費の全部又は一部の返還を求める場合があります。
 - ・土別市外に転居予定の方は、転居先での援助が原則となりますので、土別市では申請しないようにしてください。
「やっぱり転居しなかった…」というようなケースは、4月に追加申請期間を設けますので、そのタイミングで申請するようにしてください。（この場合、受給額が減額されるようなことはありません。）
 - ・就学援助の申請は、学校に提出することはできません。オンライン申請を行うか、土別市教育委員会に申請するようにしてください。
-

新小学校1年生・新中学校1年生の保護者の皆様へ

新入学用品費の入学前支給の受付けは、2月13日（金）までです！
～新入学用品費は入学前に受け取ることができます～

■新入学用品費の入学前支給について

- ・就学援助のうち、小学校、中学校に入学するお子さんの入学準備に充てていただくための「新入学用品費」については、入学前の3月中旬に受け取ることができます。

■入学前支給を受けるには…

- ・令和8年2月13日までに就学援助の申請を行い、審査を経て就学援助認定を受けた世帯に支給します。申請方法は前のページの「申請方法」及び「申請に必要な書類」をご確認ください。

■申請期限を過ぎてしまったら…

- ・新入学用品費の入学前支給の申請期限を過ぎてしまった場合でも、就学援助の申請はできます。
- ・就学援助の申請期限である令和8年3月27日までに申請した場合は、入学前に受け取ることはできませんが、5月に「新入学用品費」を受け取ることができます。援助を希望される方は、まずはご申請ください。

■転居の可能性が…

- ・土別市外に転居する予定（見込み）の方は、新入学用品費の入学前支給の申請は行わないでください。（援助を希望する方は、原則、転居先において援助を受けることになりますので、転居先の自治体にお問い合わせください。）
- ・今回申請しない場合でも、4月の追加申請期間に就学援助を申請し、認定となった場合は新入学用品費を受け取ることができます。
- ・新入学用品費の支給を受けた後にやむを得ず転出された場合であっても、返還は求めませんが、転出先の自治体に対し、土別市で新入学児童生徒学用品費の入学前支給を行った旨を通知いたします。

■お問い合わせ先

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。



土別市教育委員会生涯学習部学校教育課
学務係：0165-26-7303（直通）